

平成31年度税制改正のポイント

資産課税

○個人事業者の事業承継税制の創設

認定相続人・受贈者が、青色申告の承認を受けていた個人事業者から、相続・贈与により特定事業用資産を取得し事業を継続していく場合、その取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税・贈与税の納税が猶予される（10年間の時限措置）

●相続税の納税猶予制度の概要（贈与税についても同様の内容となります）

| 項目 | 概要 |
|---------------|---|
| 対象資産（特定事業用資産） | 被相続人の事業の用に供されていた資産で、一定の要件に合致するもの |
| 納税猶予額 | 特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の全額を猶予（担保提供が条件） |
| 被相続人の要件 | 相続開始前において、青色申告の承認を受けていること |
| 相続人の要件 | ①認定相続人であること（承継計画に記載された後継者で、認定を受けた者） ②相続開始後に青色申告の承認を受けていること |
| 承継計画の提出 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日の間に都道府県に承継計画の提出をすること |
| 猶予税額の免除 | 認定相続人が死亡の時まで特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合は全額を免除 |
| 猶予税額の納付 | 特定事業用資産に係る事業を廃止した場合は、猶予税額の全額を納付 |
| 継続届出書の提出 | 税務署長に対し、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書の提出が必要 |
| 小規模宅地等の特例の適用 | 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用は不可 |

○特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し

相続開始前3年以内において事業の用に供された宅地等について、特例の対象から除外

個人所得課税

○住宅借入金等特別控除の特例の創設

消費税率10%が適用される住宅取得等をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の適用期間を3年延長し13年間とする

※摘要年の11～13年目までの各年の税額控除額は、以下の①と②のいずれか少ない金額（一般の住宅の場合）

①住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%

②[住宅の取得等の対価の額又は費用の額(a)－(a)に含まれる消費税額等]（4,000万円を限度）×2%÷3

○被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の拡充・延長

被相続人が老人ホームに入所したことにより、被相続人の居住用不動産が相続開始直前において空き家になっていた場合、一定の要件を満たす場合に限り、空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の適用が可能

また、本制度の適用期限が平成35年12月31日まで4年間延長される

○ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し制度の趣旨を歪めている団体については、ふるさと納税の対象外とされる

法人課税

○中小企業者等が行った防災・減災設備の特別償却制度の創設

○研究開発税制の見直し

○中小企業者等に対する法人税の軽減税率の適用期限延長（2年）

消費課税

○車体課税の見直し

平成31年10月1日以後に新車新規登録をした自家用乗用車について、自動車税の税率を引き下げ（総排気量に応じ、1,000円～4,500円の減税）

その他、平成31年度税制改正の詳しい内容につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。